

18世紀久米村士族の 『唐栄祭祀関係規模』に関する一考察

劉 書 鈺

Observations on the Eighteenth Century Kumemura Community's
Tōei saishi kankei kimo

LIU Shuyu

Abstract

In the early modern Ryūkyūs (1609 to 1879), Confucian rituals, especially the *Zhuzi jiali* (朱子家礼) family-style rituals that were formed during the Song dynasty, gradually became Ryukyuan rituals with the spread and acceptance of the Cheng-Zhu school of Neo-Confucianism and Chinese kinship thought among the Ryukyuan scholar-bureaucrat class. In particular, the Kumemura community, which was conscious of being descendants of Chinese, placed more importance on Confucian rituals than did the scholar-bureaucrat clans in Shuri and Naha. Under the influence of Zhu Xi's philosophy of family rituals, the Kumemura began compiling ceremonies related to their own family customs. In the Naha City Museum of History, there is a document about the ritual sacrifices of the Kumemura scholar-bureaucrats called *Tōei saishi kankei kimo* (唐栄祭祀関係規模). Through analysis of this document, I have concluded that it describes the sacrificial rites of the Jin (金) family and was written in the nineteenth century. Although its main content is based on Chinese guides to Confucian etiquette such as *Zhuzi jiali* and *Si li chugao* (first draft of the Four Rites 四礼初稿), it is still possible to discern Ryūkyūan aspects of the sacrificial rituals in the text.

Keywords: 朱子家礼、文公家礼儀節、四礼初稿、儒教

はじめに

近世琉球（1609～1879）では、朱子学及び中国宗族思想の琉球士族社会における普及と受容にともなって、儒教儀礼、特に宋時代に形成された『朱子家礼』式の礼儀作法も次第に琉球士族に重視されるようになった。とりわけ中国人の末裔という意識を持つ久米村士族は、首里・那覇の琉球人士族に比べて一段と儒教儀礼を重視しており、朱熹の「家礼思想」の影響のもとで、自家のしきたりに関わる礼式集をまとめ始めた。有名な久米村蔡家の『四本堂家礼』（1736）（『四本堂規模帳』、『蔡家家憲』とも）と鄭家の『嘉徳堂規模帳』（1864～1899）は、そのうちの一つである。しかし、久米村家系においては蔡家と鄭家以外に他の家系の礼式集が存在する。その一つが『唐栄祭祀関係規模』であり、ここには久米村士族の祭祀に関する資料が記されている。

『唐栄祭祀関係規模』は現在、那覇市歴史博物館に収められている「唐栄」、すなわち久米村の祭祀儀礼に関わる規模（おきて）の写本で全12葉、漢文により書かれている（資料コード：04001883）。また序文がないため、作者及び作成された時間はともに不明であるが、祝文（祭文）の部分から関連する手がかりを見出すことができる。

全文の内容を見ると、祖先祭祀の式次第だけが記されているが、『四本堂家礼』や『嘉徳堂規模帳』にある関連内容と比べると、より詳細になっており、久米村人の祖先祭祀の儀礼を深く考察することができる好資料といえよう。

ここでは、本資料の基本的情報について考察してみたい。

一、作者と作成時間についての考察

1. 資料の所有について

本資料は写本であるため、序文や作者などの情報が欠落しているが、文章の最後に付される祭文の内容からこれらの情報を窺うことができる。祭文においては主祭者の名前と思われる説明が1点、成徳は4点、策は2点、標は2点、節は2点、範は1点、延べ12点の祭文が記録されている。表にすると、以下のようである。

また成徳、節、標の祭文には「金門」、「金公」との文字が見えることからしてこの資料が久米村金氏に属するものであることは間違いない。これら、主祭者の名前を久米村金氏の家譜資料と照らし合わせるとすべて一致することもこの点を裏付けるものである。つまり、同書が久米村士族である金家の祭祀儀礼書であることが判明したことになる。

表 1

| 主祭者 | 年号 | 祭祀内容 |
|-----|--|--|
| 思明 | 乾隆56 (1791) 年 9 月 28 日 | 母方恵厚、弟室梁清直小祥日 (第 8 葉裏) |
| 成徳 | 不明 乾隆58 (1793) 年 10 月 10 日 乾隆52 (1787) 年 8 月 26 日 乾隆60 (1795) 年 7 月 8 日 | 曾叔母二十五年忌 (第 9 葉表) 先従叔祖父全心自徹三十三年忌 (第 10 葉表) 曾祖母趙慈徳十七年忌、祖父金節十三年忌、祖母王閑静三十三年忌、伯父金柱三十三年忌 (第 10 葉裏) 曾祖母趙慈徳二十五年忌 (第 10 葉表) |
| 策 | 乾隆57 (1792) 年 9 月 28 日 | 母方秉孝十七年忌、室方恵厚大祥日 (第 9 葉裏) |
| 標 | 乾隆34 (1769) 年 11 月 22 日 乾隆44 (1779) 年 10 月 29 日 | 曾祖母王氏雪庭妙栢三十三年忌 (第 11 葉表) 祖父金廷宣三十三年忌、母牛仁厚三年忌、母王閑静二十五年忌、叔祖父金廷述室嘉運妙照十三年忌、兄金柱二十五年忌 (第 12 葉表) |
| 節 | 乾隆23 (1758) 年 10 月 11 日 不明 | 父金廷宣十三年忌 (第 11 葉表) 母趙慈徳周年忌 (第 11 葉裏) |
| 範 | 不明 | 子文治三年忌 (第 11 葉裏) |

2. 主祭者と祭文について

久米村金氏の由来は金氏家譜（具志堅家）によると、金氏の始祖たる金瑛は、七男として洪武 2（1369）年に生まれ、号は度光という。もとは浙江省の人であり、元末に福建省に移住し、洪武 25（1392）年、閩人三十六姓とともに中国皇帝の命令を奉じて琉球に渡来したという¹⁾。それが史実かどうかはさておき、久米村金氏が琉球王国時代、閩人三十六姓の一つと見なされていたことは確かである。次に、主祭者の名前を金氏家譜に照らして彼らの基本情報を見てみたい。

まず、祭文の中で年代的に一番早いのは金節の祝文（第 11 葉表）である。彼は父たる金廷宣の十三年忌のために、乾隆 23（1758）年 10 月 11 日に祭礼を行った。金節は金氏家譜（阿波連家）によると²⁾、金瑛の十二世孫にあたり、童名は真五良、字は汝龍、康熙 46（1707）年 2 月 14 日に長男として生まれ、乾隆 40（1701）年 8 月 26 日に没し、享年は 69 歳という。家譜資料から重要な事績を抜粋すると、乾隆 2（1737）年に「読書習礼」のため、福建省に留学して乾隆 4（1739）年に帰国した。職務としては雍正 8（1730）年に通書相付³⁾、乾隆 8（1743）年に漏刻御番役⁴⁾、また乾隆 11（1746）年に著作漢字公文職⁵⁾を務めた。乾隆 19（1754）年以來、冊封事情に備え

1) 那覇市企画部市史編集室『那覇市史資料篇第 1 巻 6（家譜資料二）』（那覇市企画部市史編集室、1980年）、52頁。

2) 前掲書、79～90頁。

3) 暦を司る役職のこと。池宮正治「他」『久米村：歴史と人物』（ひるぎ社、1993年）、27頁。

4) 首里城に勤める時刻を司る役職のこと。前掲『久米村：歴史と人物』、29頁。

5) 中国への外交文書と漢文公文書の作成を司る役職のこと。前掲『久米村：歴史と人物』、26頁。

るために蔡温（1682～1762）にしたがって呈文の作り方を学ぶ。乾隆20（1755）年から21（1756）年まで天使館に勤務して墨当役⁶⁾と著作具冊使呈文職を務めた。乾隆22（1757）年に著作漢文職、教作文総師寄役⁷⁾、同24（1759）年に著作漢文役、著作漢文役総師職を歴任し、乾隆38（1773）年に久米村総横目⁸⁾になったという。これらの経歴から見れば、金節は儒学の素養はもちろん、漢文や天文暦法にも通じた人物であったことがわかる。

この金節の祝文に次ぐ二番目古いのは金標（第11葉表と第12葉表）である。金標は二通の祝文を残しており、それぞれ乾隆34（1769）年、同44（1779）年に曾祖母王氏雪庭妙栢の三十三年忌、また祖父金廷宣の三十三年忌・母牛仁厚の三年忌・母王閑静の二十五年忌・叔祖母嘉運妙照の十三年忌・兄金柱の二十五年忌のため、祭礼を行ったことがわかる。

家譜によれば、金標は金瑛の十三世孫であり、童名は嘉魯美、乾隆6（1741）年に金節の三男として生まれ、母は節の後妻たる牛氏であった。乾隆29（1764）年、節の長男柱と次男樹がともに死去したため、王府に申請して節の後嗣となった。乾隆51（1786）年に死し、享年は46歳である。さらに、書き残された祝文が最も多い金成徳は金標の長男で、乾隆29（1764）年に生まれ、童名は真五良、字は国基、道光16（1836）年に没し、享年は73歳である。乾隆60（1795）年、金成徳は「読書習礼」のために福建省に留学する途中で海賊に遭ったが勇敢にこれを撃退したことによって、嘉慶2（1797）年に遇闈理座敷に抜擢されたという事績が家譜上に記載されている。

ところで、金成徳の祝文（第9葉表と第10葉表）には名前や年号などがはっきり記載されていない箇所がある。たとえば、「曾叔母〇〇二十五年祀」や「先従叔祖父全心自徹三十三年祀」と書く祝文がそれである。曾叔母や先従叔祖父という呼び方は、それぞれ成徳の曾祖輩と祖輩を意味するであろう。しかし、成徳の曾祖父金声（廷宣）は五人の兄弟がおり、二十五年祀も何年に当たるかが明記されていないため、いずれの曾叔母を指すのかは明確ではない。また先従叔祖父についていえば、金家の12世の家族員に「全心自徹」と号する人は一人もおらず、誰を意味するのかは判然としないが、乾隆58（1793）年の三十三年祀と明記されているため、乾隆26（1761）年に死んだ人物であることがわかる。乾隆26年に亡くなった十二世の家族員には金台という人物がいることから、先従叔祖父は金台を指す可能性がある。

また金範と金策に関しては、範は金声の次男として康熙60（1721）年に生まれ、金声の弟金鑑に嗣子がなかったため、乾隆20（1755）年に養子として鑑の家系を継いだ。策は声の三男で、雍正5（1721）年に生まれ、同じく乾隆20年に金声の弟金聘の養子となってその家系を継いだ。さらに、金策の長男は思明といい、乾隆25（1760）年に生まれ、嘉慶25（1820）年に没し、享年は61歳である。

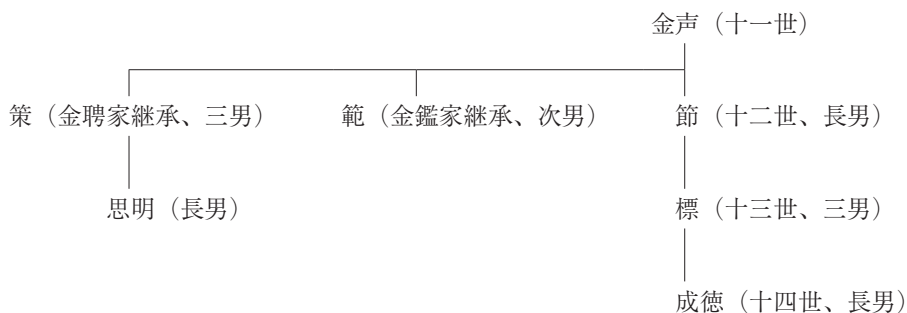
6) 冊封使が来る時に臨時的に設けた役職、書簡司ともいう。前掲『久米村：歴史と人物』、29頁。

7) 漢文の作成を教える師匠のこと。前掲『久米村：歴史と人物』、26頁。

8) 久米村の風紀取締を司る役職のこと。前掲『久米村：歴史と人物』、28頁。

以上の考察を通じて主祭者たちは、すべて金声の血筋を引いていることがわかる。表にすると、以下のようである。

表 2



この系譜から見れば、『唐榮祭祀関係規模』は十一世金声家の祭祀儀礼書といって過言ではなかろう。またその編纂時間は、おおむね乾隆23（1758）から乾隆60（1795）年前後に至るまでの間と推測される。撰者については祝文の数量が一番多く、年代的に最も遅い金成徳であると考えられる。

二、内容についての考察

1. 『四礼初稿』と『唐榮祭祀関係規模』に関して

そもそもこの『唐榮祭祀関係規模』写本は全て12葉で、第1葉裏～第5葉表は祭礼の儀節と考証、第5葉裏～第8葉裏は祭文の書き方と範例、第8葉裏～第12葉裏は実際の祭文である。なお祭礼の儀節や考証、祭文の書き方、範例などには「家礼」、「初稿」の文字が見えるため、多くは『家礼』と『四礼初稿』、つまり中国儒礼に基づいて作成されたことがわかる。『文公家礼』は、周知のように南宋の朱熹が士大夫と庶民のために著した冠婚葬祭の儀礼を実践する手引書であり、同書の東アジアの儒教儀礼に対する影響力は贅言を要しない。

一方、『四礼初稿』は『四庫全書総目』によると⁹⁾、以下のように記録されている。

明宋纁撰、纁字伯敬、号栗庵、商邱人、嘉靖丙辰進士、官至吏部尚書。諡莊敏、事蹟具明史本伝。是編分冠婚葬祭四礼、略仿古經詞句而統用後世之法、如適子冠於阼古制也、纁以為今制、南面為尊、長子宗子皆宜西向以避父祖與賓。婚有六礼、今合納采問名為一、請期納幣為一、與家礼所刪併者不同、大都以意為之也。

9) 『景印文淵閣四庫全書・総目』（台湾商務印書館、1986年）、519～520頁。

(明の宋纁、撰す。纁、字は伯敬、号は栗庵、商邱の人、嘉靖丙辰の進士、官は吏部尚書に至る。諡は莊敏、事蹟は明史本伝に具わる。是の編、冠婚葬祭の四礼に分かちて略ぼ古経詞句に仿うも統て後世の法を用う。適子、阼に冠するが如きは古制なるも、纁、以て今制と為し、南面するを尊しと為す。長子、宗子は皆な宜しく西向して以て父祖と賓とを避くべし。婚には六礼有り。今、納采・問名を合わせて一と為し、請期・納幣を一と為すは、家礼の刪併する所の者と同じからずして、^{おおむね}大都意を以て之を為すなり。)

このように『四礼初稿』は明の宋纁（1522～1591）の手になる冠婚葬祭の四礼に関する実践マニュアルである。詞句はほぼ古経にならうものの、古礼の中で時代にじっくりこないものは明時代の儀礼（俗礼）をアレンジして取り入れているという。

また、『四礼初稿』の序文には次のようにある。

礼之衛人甚於城郭、人顧自棄於礼者、豈以礼為非是而不貴耶。蓋儀文周詳、人苦其難、因其難而遽礼之廢也。豈独齊民哉。然則指途導軌莫若就簡刪繁、余嘗有志未暇。万曆癸酉春得告歸、撰菓餌餘閑、乃彙諸家礼書、參互考訂、先求制之源、次及条件節目之詳。其間窒礙難行及有不安於心者、則斟酌變通謬加損益、期不失乎礼之本義、簡要易從焉而已。¹⁰⁾

(礼の人を衛るは城郭よりも甚だし。人、自ら礼を棄つる者を顧みるに、豈に礼を非是と為して貴ばずや。蓋し儀文は周詳なれども、人は其の難きに苦しみ、其の難きに因りて遽に礼の廢るるなり。豈に独り民を斉うるのみならんや。然らば則ち指途導軌には簡に就きて繁を刪るに若くは莫きも、余、嘗て志有りて未だ暇あらず。万曆癸酉の春、告歸を得て菓餌を撰る余閑に、乃ち諸家の礼書を彙めて參互考訂す。先ず制の源を求め、次に条件・節目の詳しきに及ぶ。其の間、窒礙にして行い難く、心に安んぜざる者有るに及べば、則ち斟酌變通して謬りに損益を加うも、礼の本義の簡要にして従い易きを失はざるを期するのみ。)

つまるところ、宋纁が『四礼初稿』を編纂した意図は、明時代の儒者にとって儀文、すなわち『儀礼』の礼法に関する記述が詳細であり煩雑で行い難いため、これを簡便にするところにある。したがって万曆癸酉（1573年）春、致仕した宋纁は療養中に諸家の礼書を参照して時代にあふさわしい簡便な儀礼を考案したという。

この宋纁『四礼初稿』の琉球における伝播は、おそらく清刊本の『朱子家礼』の琉球士族における普及と深く関わっていたと考えられる。特に離島である久米島の與世永家に所蔵されている康熙40（1701）年刊本『朱子家礼』¹¹⁾は、『朱子家礼』と名付けられているが、その内容は

10) 四庫全書存目叢書編纂委員会『四庫全書存目叢書』（齊魯書社、1997年）、677頁。

11) 高津孝、榮野川敦編『増補琉球関係漢籍目録：近世琉球における漢籍の収集・流通・出版についての総

邱濬の『文公家儀礼節』である。またこの版本の特徴としては、宋纁の『四礼初稿』と呂維祺（1587～1641）の『四礼約言』が附されている。『唐榮祭祀関係規模』に見える『四礼初稿』の引用はこの清刊本の『朱子家礼（『文公家礼儀節』）』によったと考えられよう。

ところで、『唐榮祭祀関係規模』にある祭礼の式次第はすべてが『文公家儀礼節』と『四礼初稿』に従っているわけではなく、ある程度の変化が見られる。特に注意されるのは、「降神」、「参神」の順序や跪拝の度数などのやり方である。これらにつき少し考察を加えたい。

2. 「降神」、「参神」の問題について

『文公家儀礼節』における祭礼の順序については、おおむね序立、参神、降神、進饌、初献、読祝、亜献、終献、侑食、辞神、焚祝、納主などの手順となっている。一方、『四礼初稿』における祭礼の順序は、大体『文公家儀礼節』と一致するが、参神と降神の順序が逆になっている。つまり、序立の後に、まずは降神、そして参神ということになっている。その原因は『四礼初稿』の祭礼・時祭に、

諸本降神、俱在参神之後。不若廖子晦広州所刊家礼、降神在参神之前為得之。蓋降而後参、参而後献、献而後辞、自然之序也。既已参何以為降。¹²⁾

（諸本の降神は俱に参神の後に有り。廖子晦が広州に刊する所の家礼に降神は参神の前にあるが之れを得たりと為すには若かず。蓋し降して後に参し、参して後に献し、献して後に辞するは自然の序なり。既已に参するに何ぞ以て降を為さん。）

と説明されている。要するに諸本の『家礼』では「降神」が「参神」の後にあるが、ただ廖子晦が広州で刊行した『家礼』だけは「降神」を「参神」の前に置いていたといい、降神してから参神する順序が自然の序であると宋纁は強調している。なお、この廖子晦の刊本（五羊本とも）は『家礼』の初めての刊本で、刊行時間は南宋の嘉定4（1211）年であるとされている¹³⁾。しかし、五羊本は明時代においてすでに散逸したため、宋纁が実見することはできなかったはずである¹⁴⁾。この五羊本に関する情報は、おそらく性理大全本『家礼』に記される南宋・陳淳（1152～1221）の注に由来すると思われる¹⁵⁾。陳淳の注はそもそも五羊本にある「降神」、「参神」

合的研究』（斯文堂、2005年）、27頁。鄧陳靈「琉球における「家礼」の思想——『四本堂家礼』を中心として」（『名古屋大学東洋史研究報告』23号、1999年）

12) 前掲『四庫全書存目叢書』、703頁。

13) (日)吾妻重二著、呉震等訳『愛敬與儀章：東亞視域中的『朱子家礼』』（上海古籍出版社、2021年）、102頁。

14) 前掲『愛敬與儀章：東亞視域中的『朱子家礼』』、103頁。

15) 「北溪陳氏曰、廖子晦広州所刊本、降神在参神之前、不若臨漳傳本、降神在参神之後、為得之。」（北溪陳氏曰く、廖子晦が広州に刊する所の本に降神は参神の前に有り、臨漳の伝本の降神は参神の後に有るが之

の順序を誤りと見なし、「降神」は「参神」の後ろにあるべきだと説明しているのだが、宋纁は自らの判断によって五羊本の方が正しいと判断したのである。

一方、「降神」と「参神」の順序については『唐栄祭祀関係規模』も宋纁の意見に賛同し、その解説を引用して『四礼初稿』のやり方を取り入れている。しかし「降神」と「参神」の順序が異なるのに伴って拝礼の仕方も変わってくる。ここでは拝礼の問題について見てみたい。

祭祀における「降神」と「参神」の拝礼については、原本『朱子家礼』と邱濬『文公家儀礼節』、宋纁『四礼初稿』とではやや異なっている。つまり、『朱子家礼』の場合、「参神」の項では「立定して再拝す」とあり、「降神」の項では、まず酌酒して「俛伏して興ちて再拝す」とある¹⁶⁾。再拝とは、二度続け拝むことで、二拝を意味するであろう。

一方、『文公家儀礼節』の場合、「参神」においては、「鞠躬して拝し、興ち、拝し、興ち、拝し、興ち、拝し、興ち、平身す」¹⁷⁾と記されており、総じて四度の拝礼（四拝）が要る。また「降神」においては、酌酒してから「俯伏し、興ち、拝し、興ち、拝し、興ち、平身す」とある¹⁸⁾。つまり、『朱子家礼』と同じく二拝することになる。なお、『四礼初稿』の「降神」においては、まず酌酒し、そして俯伏して興って平身して復位する¹⁹⁾。すなわち拝礼がない。また「参神」においては『文公家儀礼節』と同じように四拝する²⁰⁾。

久米村の『唐栄祭祀関係規模』では、「降神」、「参神」の順序は『四礼初稿』と同じであるが、拝礼の仕方は『文公家儀礼節』に従っていることがわかる。これを整理すると、表3になる。

表3

| | | |
|------------|------------------------------|-----------------------------|
| 『朱子家礼』 | 参神 立定、再拝 | 降神 酌酒、出笏、俛伏、興、再拝、降、復位 |
| 『文公家儀礼節』 | 参神 鞠躬、拝、興、拝、興、拝、興、拝、興、平身、 | 降神 酌酒、俯伏、興、拝、興、拝、興、平身、復位 |
| 『四礼初稿』 | 降神 酌酒、俯伏、興、平身、復位 | 参神 鞠躬、四拝、平身 |
| 『唐栄祭祀関係規模』 | 降神 酌酒、俯伏、興、拝、興、拝、興、平身、復位 | 参神 鞠躬、拝、興、拝、興、拝、興、拝、興、平身 |

れを得たりと為するには若かずと。) 吾妻重二『家礼文献集成・日本編6』(関西大学出版部、2016年)、356頁。

16) (宋) 朱熹撰、(日) 吾妻重二彙校『朱子家礼：宋本彙校』(上海古籍出版社、2020年)、181~182頁。

17) 前掲『家礼文献集成・日本編6』、194頁。

18) 前掲『家礼文献集成・日本編6』、194頁。

19) 前掲『四庫全書存目叢書』、703頁。

20) 「鞠躬、四拝、平身」前掲『四庫全書存目叢書』、703頁。

3. 「侑食」の問題について

周知のように儒教における祭礼は、祠堂を中心に執り行われる。しかし、久米村士族では蔡氏以外、ほとんど祠堂を持っていない。よって、仏壇を設けた二番座²¹⁾を祭祀空間とするのが普通である。この儒教祭礼の中に「侑食」という儀式がある。これは祖霊に食事をすすめる意味であり、具体的な作法について『文公家儀礼節』の時祭に、

侑食

主人、執注偏斟諸位前俱備、主婦偏挿匙飯中、俱退。分立香案前。鞠躬、拝、興、拝、興、平身、復位。²²⁾

（主人、注を執りて偏く諸位の前に斟みて俱に備う。主婦、偏く匙を飯の中に挿して俱に退く。香案の前に分かれて立つ。鞠躬して拝し、興ち、拝し、興ち、平身して位に復る。）

とある。主人、すなわち祭主は、酒瓶を以て位牌の前に置いた杯にすべて酒を注ぐ。そのあと主婦、すなわち祭主の妻が匙を位牌の前に置いたご飯すべてに挿す。そしてともに香案の前に退いて鞠躬し、二拝してもとの位置に戻る。こうして食を侑めた後に「闔門」と「啓門」という動作がある。これは祖霊が食事をするのを見ないように門を闔し、ころあいを見計らって門を啓くのである。先に述べたように、祭礼はそもそも祠堂を中心に執り行われ、普通は門がつけられている。もし、門がなければ簾を降ろすのもよいという²³⁾。しかし、久米村の祭礼は二番座に設けられた仏壇（霊前）を中心に行われるため、「侑食」の後は「闔門」、「啓門」ではなく、直接「献茶」（点茶）に進んでいる。これは久米村における儒教祭礼の一特色といえよう。

おわりに

本稿の考察によって那覇市歴史博物館に所蔵されている『唐栄祭祀関係規模』は、久米村閩人三十六姓の末裔である金家に属する儒教祭礼の写本であることが明らかになった。成立時間は乾隆23（1758）～乾隆60（1795）年と推測される。作者は久米村金氏の十四世孫にあたる金成徳と考えられる。

この書の内容は祭礼の儀節と考証、祭文の書き方と範例、実際の祭文からなっている。そこに「家礼」、「初稿」と記されているのを見れば、基本的には『文公家儀礼節』と『四礼初稿』に基づいて作成されたことがわかる。もちろん『唐栄祭祀関係規模』には依然として琉球祭祀儀礼の特色が見える。たとえば、三年忌、十三年忌などの仏教に由来する祭礼がそれである。

21) 南向の中央の部屋のこと。

22) 前掲『家礼文献集成・日本編6』、195頁。

23) 「無門、則垂簾幕。」（門無ければ、則ち簾幕を垂る。）前掲『家礼文献集成・日本編6』、195頁。

また、同書における「参神」、「降神」に関して順序は『四礼初稿』に従っているが、祭り方は『文公家儀礼節』と同じである。「侑食」に関しては「闔門」と「啓門」はなく、直接に「献茶」に進む久米村的な儒教祭礼の特色が窺える。

本稿では、『唐栄祭祀関係規模』の成立や作者、祭祀内容などに簡単な考察を加えたにすぎない。祝文についてもいっそうの分析が必要であろう。また成立時期から見れば『唐栄祭祀関係規模』は、久米村の『四本堂家礼』よりも遅いが、『嘉徳堂規模帳』よりも早い。しかも本書は『四本堂家礼』および『嘉徳堂規模帳』における祭礼の内容と比べてかなり詳細であるため、18世紀久米村士族の儒教祭礼を考察するには不可欠の資料といえる。これら『四本堂家礼』および『嘉徳堂規模帳』との詳細な比較は、今後の課題としたい。最後に、『唐栄祭祀関係規模』の全文を翻刻して付録とする。

（翻刻にあたって割注の部分は括弧に入れ、原文の中で判読が難しい字には「カ」と付け加えた。○は原文のまま。）

唐榮祭祀関係規模

（第1葉裏）

百日初忌再忌唱拜並同（若香案低者必跪可置上香。

若香案低者照傍上下之字可權挙用。）

序立。降神、盥手、詣香案前、上香（下）、跪（上）、酌酒、俯伏、興、拝、興、拝、興、平身、復位。參神、鞠躬、拝、興、拝、興、拝、興、拝、興、平身。進饌。行初献礼、詣神位前、跪、祭酒（奠酒）、俯伏、興（両拝）、平身。跪、誦祝、俯伏、興、平身、復位。行亜献礼、詣神位前、跪、祭酒（奠酒）、俯伏、興（両拝）、平身、復位。行終献礼、詣神位前、跪、祭酒（奠酒）、俯伏、興（両拝）、平身。跪、侑食（鞠躬、両拝、平身）。跪、献茶、俯伏、興、平身、復位。辞神、鞠躬、拝、

（第2葉表） 興、拝、興、拝、興、拝、興、平身。焚祝文。徹饌。

礼畢。

四時祭季秋禰忌日並同

序立。降（參）神、鞠躬、拝、興、拝、興、拝、興、拝、興、平身。參（降）神、盥手、詣香案前、上香（下）、跪（上）、酌酒、俯伏、興、拝、興、拝、興、平身、復位。（祭禰及忌日無復位）進饌（以下並與上同）。

立春祭先祖

序立。降神、盥手、詣香案前、上香（下）、跪（上、云々）、俯伏、興、拝、興、拝、興、平身、復位（云々）。詣香案前、跪、酌酒、

（第2葉裏） 俯伏、興、拝、興、拝、興、平身、復位。參神、鞠躬、拝、興、拝、興、拝、興、拝、興。進饌（以下並與上同）。

季秋祭禰徹餞

注曰、止会食而不行慶礼。

忌日儀節

注曰、並如祭禰除去受昨一節。

初虞再虞三虞、時祭序立如罔位、正旦、冬至、及毎月朔望、每一世列為一行、祭先祖世為一行。

序立、服重者在前、輕者在後、男東女西、以長幼為次序（卒哭亦同）。

酌酒、主人以左手取盤、右手取盞、尽傾于茅沙上訖、以盤盞授

- (第3葉表) 執事者。
進饌、祝以魚肉炙肝米麩食、進列于靈前卓子上、次二行空處。
祭酒、執事者跪進酒盞、主人受之、三祭于茅沙上、謂少傾三滴也。
奠酒、執事者受盞、置靈座（卒哭作神主前）前（巫獻終獻、並同初獻禮、但不祭酒誦祝、初稿）。
誦祝、祝執版立主人之右、西向、跪誦之畢。
侑食、子弟一人執注、就添盞中酒（執事者以注徧斟滿盞中酒）。
点茶、執事者進茶置匙箸旁。
卒哭、檀弓曰、卒哭曰、成事也、以吉祭易喪祭、故此祭漸用
- (第3葉裏) 吉禮、設蔬果酒饌、並同虞祭、惟更取井花水充玄酒（本草備要、將旦首汲、曰井華水）。
進饌、主人奉魚肉、主婦奉麩米食、主人奉羹、主婦奉飯。
誦祝、祝執版立于主人之左、東向、誦之畢。
小祥、設蔬果陳饌、並同卒哭、序立、拳哀、々止、降神（自此以後儀節、並同卒哭）。
大祥、行事皆如小祥之儀畢、祝奉主入於祠堂、序立以下、至于辭神以上、其儀節並同小祥、惟辭神後、添拳哀、焚祝文、祝奉新主入祠堂、云々。
時祭、進饌（執事者一人以盤盛魚肉、一人以盤奉米麩食、一人以盤奉羹飯、主人主婦逐位自進、子弟進祔位畢）。
- (第4葉表) 降神（執事者開酒、取巾拭瓶口、初稿諸本降神、俱在參神之後、不若廖子晦廣州所刊家禮、降神在參神之前、為得之、蓋降而後參、參而後獻、獻而後辭、自然之序也、既已參矣、何以降為）。
酌酒（子弟一人、跪于主人之左、進盤盞、主人受之、一人跪于主人之右、執注斟酒于盞、主人左手執盤、右手執盞、盡傾于茅沙上）。
初獻禮（主人昇、執事者斟酒于盞、每位各一人捧盞從之、巫獻終獻同）。
祭酒（傾少許于茅沙上）。
奠酒（執事者受之、置神主前）。
初獻、
奉饌（執事者以盞盛肝、兄弟之長者、每位奠之、畢幼進祔位、○每一獻畢、執事者以他器徹酒及饌、還盞故處）。
巫獻、
奉饌（主婦巫獻、則諸婦之長者、逐位進炙肉、若主人或其兄弟之長者行、則次長者進之、終獻奉饌、如巫獻儀）。
- (第4葉裏) 侑食（主人執注、徧斟諸位前、俱滿、主婦徧插匙飯中、俱退分立香案前、

初稿主人昇、執注添滿盞中酒、挿匙飯中、西柄正箸）。

献茶（主人主婦、進茶于四代考妣前、子弟婦女、分祔位）。

通礼考証、問酌酒、是少傾、是尽傾、朱子曰、降神是尽傾、酌酒有兩説、一用鬱鬯灌地以降神、惟天子諸侯有之、一是祭酒、蓋古者、飲食必祭、以鬼神不能祭、故代之也。

酌酒、初稿温公曰、古之祭者、不知神之所在、故灌用鬱鬯蕭合黍稷、所以広求神也、今此礼既難行于士民之家、故但（焚カ）香酌酒、以代之、酌酒、初稿香案前者、乃降神之茅沙、酒宜傾尽、逐位前者、主人代神祭者、酒宜少傾。

（第5葉表）初稿朔望日、於祠堂焚香者、行四拜礼（上同）祠堂之制、當遵大明会典、以左為上、高曾祖禰、分左右、以次而列、設為四龕、如止一間者、綵置一龕、隔為四代、亦可。

（第5葉裏）

維 十日内云朔越某日、十日餘、二十日餘、云十有某日、二十有某日
乾隆○十○年、歲次干支、○月朔越某日干支、
哀子（某）、敢昭告于

顯考（妣）○○○○○靈曰、日月不居、奄（爰）及百日、夙興夜処、哀慕不寧、
謹以潔牲剛鬣、粢盛庶品、哀薦成事、尚
饗。

○維

乾隆○十○年、歲次干支、○月十有某○干支、
哀孫（某）、因父奉使赴京、故代主祭、敢昭告于

（第6葉表）顯祖妣○○○○○孺人之靈曰、日月不居、奄及小祥、夙興夜処、哀慕不寧、敢用
潔牲庶羞、粢盛醴齊、薦此常事、尚
饗。

○維

乾隆○十○年、歲次干支、○月某日干支、
哀孫○、因父赴京未回、故代與祭、敢昭告于
云々（以下並同、但改小祥為大祥、常事為祥事）。

○維 乾隆○十○年、歲次干支、某月某日干支、
孝子○、敢昭告于

（第6葉裏）顯考都通事府君之靈曰（顯妣○○○○○孺人曰）歲序流易、奄及七忌（爰及第七
諱日）、追遠感時、昊天罔極、謹以牲礼、恭伸追慕（用伸奠礼）、尚 饗。

○維 乾隆○十○年、歲次干支、○月二十有○日干支、（干支以下並同、但改爰及
第七諱日、為爰及十有三忌之辰）。

題主（文公家礼四礼初稿並同）。

維 年号幾年、歲次干支、某月朔越有某日干支、孤子（某）、敢昭告于 某官封諡府君（顯考某官府君）、形帛窆（窆）窆、神返室堂、神主既成、伏惟 尊靈、舍旧從新、是憑是依（母則改孤子為哀子）。

（第7葉表） 虞祭（家礼）

維 年号幾年、歲次干支、某月朔越有某日干支、孤（哀）子某、敢昭告于 某考（妣）某官府君（封孺人）之靈曰、日月不居、爰及初虞、夙興夜處、哀慕不寧、謹以潔牲（羊柔毛、豕剛鬣）庶羞、粢盛庶品、哀薦裕事、尚 饗（再虞前後並同初虞、但改初虞為再虞、裕事為虞事、○三虞改再虞為三虞、虞事為成事）。

初虞（初稿）、

孤（哀）某、敢昭告于 顯考（妣）某官府君（封某氏）、痛惟 尊靈棄養幾月、令以某日之吉、安厝某所、敬奉神主、歸于靈筵、用陳虞祭、薦茲哀悃、靈其永安、以歆祭祀、尚 饗。

（第7葉裏） 再虞、

奄及再虞、夙夜悲思、不遑寧處、敬陳薄奠、薦此哀忱、尚 饗（三虞並同但改再虞為三虞）。

卒哭（家礼）、

日月不居、爰及卒哭、夙興夜處、哀慕不寧、謹以潔牲柔毛、粢盛庶品、哀薦成事、尚 饗。

日月不居、奄及卒哭、叩地号天、五情糜潰、謹以清酌庶羞、哀薦成事、尚 饗。

小祥（家礼）、

（第8葉表） 孤（哀）子某、敢昭告于 某考（妣）某官府君（封孺人）之靈曰、日月不居、奄及小祥、夙興夜處、小心畏忌、不惰其身、哀慕不寧、敢用潔牲柔毛、粢盛醴齊、薦此常事、尚 饗（大祥並同、但改小祥為大祥常事為祥事）。

禫（家礼初稿並同）、

孤子某、敢昭告于 顯考某官府君神主、禫制有期、追遠無及、謹以清酌庶羞、祇薦禫事、尚 饗（母則改称先妣某封某氏）。

忌日（家礼）、

（第8葉裏） 孝子某（或孫、或曾孫、或玄孫）敢昭告于 某親某官府君、歲序流易、諱日復臨、追遠感時、昊天罔極（如祖考妣、改此句為不勝永慕、旁親不用追遠感時一句、止云不勝感愴）謹以牲醴、用伸奠獻、尚 饗。

初稿、

謹以清酌庶羞、恭伸追慕（如祖考妣、改昊天罔極、為不勝永慕、恭伸追慕、為恭伸奠獻、餘並同、但改流易、為遷易）。

維

乾隆五十六年、歲次辛亥、九月二十有八日庚子、哀子思明、敢昭告于
 (第9葉表) 顯妣惠厚方氏夫人之靈曰、日月不居、奄及小祥、夙興夜處、哀慕不寧、
 敢用潔牲庶羞、粢盛醴齊、薦此常事、弟室 清直梁氏孺人、亦近日
 及小祥、故今祔（○配）祀、尚
 饗。

嫡家曾侄孫成德、敢昭告于 曾叔祖父廷○公尊室○○○之神（曾叔母○○○○之
 神）曰、歲序遷○流易、前月已当二十五年忌之辰、不勝感愴、但因事繫過時、故
 今選吉、謹具粢盛藻蘋、少伸奠獻、尚
 饗。

(第9葉裏) ○維 乾隆五十七年、歲次壬子、九月二十有八日甲子、孝子策敢昭告于 顯妣秉
 孝方氏孺人曰、歲序流易、孟秋晦日、既当十有七忌、但因
 謹奉
 王命、恭代祭

啓聖王、故請延期、今日行事、追遠感時、昊天罔極、謹以清酌庶羞、恭伸追慕、尚
 饗。

○維 乾隆五十七年、歲次壬子、九月二十有八日甲子、拙夫策告于 賢室惠厚方氏
 夫人之靈曰、日月不居、奄及大祥、夙興夜處、
 (第10葉表) 不勝感愴、仍用潔牲庶羞、粢盛醴齊、薦此祥事、令媳清直梁氏孺人、亦近日及大
 祥、故今祔祀、尚 饗。

○維 乾隆五十八年、歲次癸丑、十月初十日庚午、嫡從侄孫成德、敢昭告于 先從
 叔祖父全心自徹之靈曰、日月迭逝、年歲屢移、茲当三十三年忌之辰、不勝感愴、
 謹以潔饌清酌、少伸奠獻、尚 饗。

○維 乾隆六十年、歲次乙卯、七月朔越有八日丁巳、曾孫成德、敢昭告于 顯曾祖
 妣慈德趙氏恭人之靈曰、日月流易、歲序改移、去月十有三日、已当二十五年忌辰、
 追遠感時、悽愴罔極、但
 (第10葉裏) 因堂屋之修未完、請寬祭期、故今諏日、謹薦潔牲醴齊、粢盛盛庶品、
 敢伸追慕之衷、尚 饗。

維 乾隆五十二年、歲次丁未、八月二十有六日辛酉、孝孫成德、敢昭告于 顯曾
 祖母金門慈德趙氏孺人、顯祖父申口銜金公節汝龍、顯祖母金門閑靜王氏孺人、
 先伯父秀才諱柱字用擊諸靈曰、歲序流易、顯曾祖母、季夏当十七年祀、顯祖父、
 月当十三年祀、顯祖母、孟秋当三十三年祀、先伯父、客歲季冬当三十三年祀、
 追感歲時、不勝永慕、当

(第11葉表) 即奉祭、但因府君諱標辭世、故今遇 顯祖父忌辰、謹以潔牲粢盛庶品、祈薦諸位

神靈、尚 饗。

(赴閩到京、赴中華。)

○維 乾隆三十四年、歲次丑巳、十一月二十有二日庚子、曾孫標、因家父赴閩、故暫代祭、敢昭告于 祖母雪庭妙栢王氏神靈曰、歲序流易、茲当三十三年祀、追感歲時、不勝永慕、謹具以潔牲粢盛庶品、用伸奠獻、尚 饗。

(若在一個月之中致祭当記○日。)

維 乾隆二十三年、歲次戊寅、十月十有一日干支、孝子節、敢昭告于 顯考都通事金公諱声廷宣府君曰、歲序流易、孟冬当十三年祀、追感歲時、不勝永慕、謹以潔牲粢盛庶品、祈薦神靈、尚

(第11葉裏) 饗。

○歲序流易(客歲去年)季冬当○祀、不勝永慕、但因家中(患疾事冗)、不能設祭、故今謹以○○。

○孝子節、敢昭告于 顯妣金門慈德趙氏孺人神靈曰、歲序流易、季夏当周年祀、追感歲時、不勝永慕、但因家中患疾、不能設祭、故今謹以潔牲粢盛庶品、祈薦神靈、尚 饗。

○父範、告于(行高カ)亡子文治神主曰、歲序流易、季夏遇三年忌辰、追感歲時、不勝永慕、当即致祭、但因家中事冗、不能設祭、故今特以潔牲粢盛庶品、祈致祭神主、尚 饗。

(第12葉表) ○維 乾隆四十四年、歲次己亥、十月二十有九日干支、孫標、敢昭告于 顯祖父都通事金聲廷宣、顯妣金門仁厚牛氏孺人、顯妣金門閑靜王氏孺人、先叔祖父廷述室嘉運妙照、先兄秀才諱柱字擎諸靈曰、歲序流易、顯祖父、客歲孟冬、当三十三年祀、顯妣牛氏、客歲孟春、当三年祀、先兄、客歲季冬、当二十五年祀、又顯妣王氏、本年孟秋、当二十五年祀、嘉運妙照、本年当十三年祀、追感歲時、不勝永慕、当即奉祭、但因先叔祖父聞室辭世、正居其喪、故此延至本年、茲擇吉日、謹以潔牲粢盛庶品、祈薦諸位神靈、尚 饗。

(第12葉裏)

從一品官併正從二品官之妻称夫人、從二品正從三品官之妻称淑人、正從四品官之妻称恭人、正從五品官之妻称宜人、正從六品官之妻称安人、正七品官之妻称孺人。

紫金大夫、申口銜、正議大夫、中議大夫、都通事、副通事。